

平成 30 年 4 月 16 日
経 済 産 業 省
電力・ガス取引監視等委員会

平成 28 年熊本県熊本地方の地震による被害に係る経済産業大臣の電気の災害特別措置の認可等について異存ない旨を回答しました

電力・ガス取引監視等委員会は、平成 28 年 4 月 14 日に災害救助法が適用された市町村等において、九州電力株式会社の供給区域において被災した電気の需要家に対する特別措置の認可等について、経済産業大臣から意見の求めを受け、認可等することに異存はないことを回答しましたのでお知らせします。

九州電力は、平成 28 年熊本県熊本地方における地震により災害救助法が適用された市町村等の需要家等に対して、経過措置料金(小売全面自由化後も規制が残る小売料金)及び託送料金その他の供給条件について特別措置(料金の支払期日の延長、電気料金の免除等)を講じています。

この度、被災された需要家の避難生活が長期化していることを踏まえ、九州電力から特別措置を延長する内容の申請があり、経済産業大臣から特別措置の認可等を行うことについて、意見の求めがありましたので、電力・ガス取引監視等委員会として認可することに異存はないことを回答しました。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

総務課長 新川

担当者: 下村、石原、團野、瀧桐

電 話: 03-3501-1511(内線 4361~4)

03-3501-1529(直通)